

# 重要事項説明書

看護ステーション 和 (のどか)

# 訪問看護 重要事項説明書

(令和3年4月1日)

## 事業所の概要

事業所名	看護ステーション和 (のどか)
所在地	岐阜県瑞穂市祖父江 287 番地の 1
管理者の氏名	青木 百合子
電話番号	058-322-3111
FAX番号	058-326-1711
介護保険事業所番号	2163290055

## 1 事業の目的と運営方針等

### (1) 事業の目的

ステーションの看護職員、(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とします。

### (2) 運営方針

指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

### (3) 個人情報の取り扱いについて

個人情報を正確かつ安全に取り扱うため、厚生労働省のガイドラインに基づき、個人情報の適切な管理に努めています。

### (4) 24時間対応体制について

ご利用者がより安心して生活できるよう、24時間体制でお電話等による対応をしています。必要に応じて看護師の訪問や医療機関への連絡対応などを行います。

## 2 営業日及び営業時間

営業日	年末年始を除く毎日
営業時間	8:30~17:30
緊急時対応 24時間	

### 3 従業者の職種、員数、職務の内容

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理 者	看護師	1		1	管理統括
訪問看護サービス 従業員	看護師	5	1 1	1 3	兼務あり
合 計		6	1 1	1 4	

### 4 サービス内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

### 5 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、瑞穂市、北方町、安八町の区域とする。

上記に示す通常の事業の実施地域以外は、交通費として1回につき300円徴収します。

### 6 利用者負担金

#### (1) 利用者負担金

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

#### (2) サービス費・加算について

##### 介護保険の訪問介護費

令和3年4月～

20分未満	313単位
30分未満	470単位
30分以上1時間未満	821単位
1時間以上1時間30分未満	1,125単位

各種加算	
初回加算	300 単位
緊急時訪問看護加算	574 単位
ターミナルケア加算	2000 単位
特別管理体制加算 I	500 単位
特別管理体制加算 II	250 単位
訪問看護体制強化加算 I	550 単位

### 1 訪問看護基本診療費（医療保険）

			週 3 日まで 1 日につき	週 4 日目以降 1 日につき
①	基本診療費（I）	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550 円	6,550 円
		准看護師	5,050 円	6,050 円
②	基本診療費（II） (施設への訪問)	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780 円	3,280 円
		准看護師	2,530 円	3,030 円
③	基本診療費（III）	外泊中の訪問看護に対し算定		8,500 円

\* 1 同一建物内の複数（3人以上）の利用者に同日に訪問した場合

\* 2 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定

### 3 加算など（対象の方のみ）

①	緊急訪問看護加算	1 日につき	2,650 円
②	難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	4,500 円
		1 日 3 回以上	8,000 円
③	長時間訪問看護加算	90 分を超える場合（対象者は* 1）	5,200 円
	24 時間対応体制加算	月 1 回 *利用者の希望により	6,400 円
④	退院時共同指導加算	月 1 回まで（* 2 * 3 * 4 は月 2 回まで）	8,000 円
⑤	特別管理指導加算（⑤に上乗せ）	対象者は* 2 * 3	2,000 円
⑥	退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000 円
⑦	在宅患者連携指導加算	月 1 回	3,000 円
⑧	在宅患者緊急時カソファレンス加算	月 2 回	2,000 円
⑨	特別管理加算	重症度等の高いもの	5,000 円
		重症度等の高いもの	2,500 円
⑩	情報提供療養費	月 1 回	1,500 円
⑪	ターミナルケア療養費	月 1 回	25,000 円
⑫	複数名訪問看護加算	看護師の場合 * 5	4,500 円
		准看護師の場合	3,800 円
⑬	夜間・早朝・深夜訪問看護加算	早朝（6:00～8:00）夜間（18:00～22:00）	2,100 円
		深夜（22:00～6:00）	4,200 円

\*自己負担は、上記料金の1割～3割のご負担となります。

死後の処置料・・・10,000円+処置材料費

(3) キャンセル料

利用者様の都合によるサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセルが必要となったときは下記へご連絡ください。

連絡先 058-322-3111

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の10%
③ ご連絡なく訪問した場合	全額

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、下記主治医、ご家族、介護支援事業所などへ連絡します。

主治医	氏名	
	電話	
	住所	

8 その他運営に関する重要事項

相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

当事業所	看護ステーション和（のどか）
ご利用相談室	電話 058-322-3111
	管理者 青木 百合子

★公的機関においても苦情申し出ができます。

瑞穂市地域高齢福祉課 電話 058-327-4126

本巣郡広域連合介護保険課 電話 058-320-2220

安八郡広域連合介護保険課 電話 0584-63-2050

岐阜県国民健康保険団体連合会 電話 058-275-9826

指定訪問看護サービスの開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

【事業者】

住 所 岐阜県瑞穂市祖父江 287 番地の 1

事業所名 看護ステーション 和 (のどか)  
(指定番号 2163290055 岐阜県)

説明者 辻本 園美 印

私は本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名 印

【身元引受人】

住 所

氏 名 印

利用者との関係 ( )